各 位

会 社 名 水 戸 証 券 株 式 会 社 代表者名 取 締 役 社 長 真 殿 修 治 (コード番号 8622 東証第1部) 問合せ先 経営企画部長 大 槻 剛 (Tel 03-6739-5401)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年6月26日開催予定の第69期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 経営体制とコーポレートガバナンスの強化を図るため、現行定款第19条(員数) を6名以内から8名以内に変更するものであります。
- (2) 社外取締役を新たに招聘するにあたり、社外取締役の責任の範囲を明確にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第26条(社外取締役の責任限定)の規定を新設するものであります。

なお、社外取締役との責任限定に関する規定の新設に関しましては、各監査役の 同意を得ております。

(3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行なうものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 平成26年6月26日(木) 定款変更の効力発生日(予定) 平成26年6月26日(木)

(下線部分は変更箇所)

| 現 行 定 款 | 変更案 |
|----------------------------------|--|
| 第1条~第18条 | 第1条〜第18条 |
| (省略) | (現行どおり) |
| (員数) | (員数) |
| 第 19 条 当会社の取締役は <u>6</u> 名以内とする。 | 第 19 条 当会社の取締役は <u>8</u> 名以内とする。 |
| 第 20 条~第 25 条 | 第 20 条〜第 25 条 |
| (省略) | (現行どおり) |
| (新設) | (社外取締役の責任限定) 第26条 当会社は、会社法第427条第1項の 規定に基づき、社外取締役との間に会 社法第423条第1項の行為による賠 償責任を限定する契約を締結するこ とができる。ただし、当該契約に基づ く賠償責任の限度額は、7百万円以上 であらかじめ定めた金額または法令 が規定する額のいずれか高い額とす る。 |
| 第 <u>26</u> 条~第 <u>34</u> 条 | 第 <u>27</u> 条〜第 <u>35</u> 条 |
| (省略) | (現行どおり) |

以上